

行列のできる!?

ホーリー=相談所

■ホーリーとのドライブデートの気分も冷めやらぬスズミの前に、またも気になるメンズ登場!



登場人物



【ホーリー様】その界限では有名な産業廃棄物コンサルタント。常に上から目線。



【スズミ】総務部環境管理担当2年目。何事にも一生懸命だがうっかりやさん。

第4話

電子マニフェストの一部義務化

2020年4月から、一部の事業者で電子マニフェストの使用が義務化されます。従来の紙マニフェストとの違いは何か、電子化にはどんなメリットがあるのかを解説します。

まったく、貴女という人は...! マニフェストを電子化すればこんなことは起きないのに、ご存じないのですか? ホーリー様! 見てたんですか!! マニフェストの電子化って、聞いたことはありますが「うちの会社は義務じゃないから、紙のまま大丈夫」って先輩が言っていました。確かに、電子化が法律で義務付けられたのは、今のところ、特別管理産業廃棄物を大量に排出する会社だけです。しかし、それ以外の会社も、電子化するメリットは多いですよ。まずは、貴女が今ぶつかった大量の紙マニフェストがなくなりますが、保管の手間やスペースは必要なくなりますね。それは助かります! でも、今まで紙に記入していた情報は、どうやって伝えるんですか? マニフェストはパソコンで入力して、情報処理センター(JWNET)のシステムに登録します。登録した内容はすぐに収集運搬業者と処分業者に伝わり、情報共有できます。収集運搬業者、処理業者も、作業が終わったら情報処理センターに終了報告をしますから、紙の受け渡しをしなくても適正に処理されたことを確認できるのです。

※JWNET:電子マニフェストを管理するセンター

電子マニフェストのメリット

操作が簡単で手間がかからない

入力操作が簡単で手間がかからず、保存も不要なので紛失の心配がありません。また、マニフェスト情報をダウンロードして自由に活用もできます。年1回の自治体への状況報告は、情報処理センターが代行に行います。

法令遵守

法で定める必須項目をシステム管理することで、入力漏れを防止できます。また、処分終了報告の有無も簡単に確認ができ、法定期限が迫っても運搬や処分の終了報告がなければ、排出事業者には通知されるので安心です。

データの透明性

排出、収集運搬、処分の3つの業者が処理状況を常に確認でき、修正や取り消しにはお互いの承認が必要なので、不適切なマニフェストの登録・報告を防止できます。情報は第三者である情報処理センターが5年分を管理・保存し、セキュリティも万全です。

注意点

電子マニフェストは、入力漏れは防げますが入力ミスを防ぐことはできません。また、法定期限が迫ると通知は来ますが、何も対応せずにそのままにしておくと違反になってしまいます。管理は楽になりますが、それに甘えて手を抜いてしまわないようにしましょう。

マニフェスト作成に関する運用比較

項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
マニフェストの交付・登録	廃棄物を引き渡した日から3日以内に情報処理センターに登録	廃棄物を引き渡しと同時にマニフェストを交付
処理終了確認	情報処理センターからの通知(電子メール等)により確認	運搬終了、処分終了、最終処分終了後に、それぞれ伝票を照合して確認
マニフェストの保存	保存不要(情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能)	交付した伝票、および収集運搬業者・処理業者より送付された伝票を5年間保存
産業廃棄物管理票交付等状況報告	情報処理センターが都道府県・政令市に報告するため、報告不要	都道府県・政令市に自ら報告
運搬終了報告	運搬終了日から3日以内に、情報処理センターに報告	運搬終了日から10日以内に、伝票を排出事業者に送付
マニフェストの保存	保存不要(情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能)	処分業者より送付された伝票を5年間保存
処分終了報告	処分終了日から3日以内に情報処理センターに報告	処分終了日から10日以内に、伝票を排出事業者と収集運搬業者に送付
マニフェストの保存	保存不要(情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能)	伝票を5年間保存

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター (http://www.jwnet.or.jp/jwnet/) HPより作成

でも先輩、義務ではないわけですから、紙のままでもいいですよ。今までのやり方を変えるのは大変ですし、導入するためのコストや使用料だってかかります。ねえ、スズミさん? そうですよ。紙マニフェストをようやくパッチリ記入できるようになったのに、電子化になったら、私またミスしてしまいそう...。電子マニフェストにすれば、必須項目が入力されていないと先の画面に進めないので、逆に入力漏れを防ぐことができます。それに、紙マニフェストは年に一度、排出事業者が自治体が発行状況を報告しなければなりません。電子化すれば、報告は情報処理センターが行います。そちらの方が貴女も安心できるのではないですか? 確かにそうですね! 作業が減って、管理も楽になりそう。今は50%ほどの普及率ですが、切り換える会社が増えています。義務化の対象ではなくても早めに電子化すべきでしょう。 さっそく上司に提案してみます! フフツ、今回は先輩の勝ちのようですね...。でも僕も負けませんよ。